

(様式1) 平成21年度 組織目標

2 「快適で活力のある地域社会をめざした県土基盤づくり」

番号	組織目標	目標値	計画目標値	目標設定の概要 (目標設定の理由または必要性、内容等)	目標達成に向けての手段・方策
		(平成21年度)	(平成22年度)		
	・草津線複線化に向けた取り組み 1= JR 要望 2= 勉強会 3= 前提条件整理 4= 正式協議(JRから輸送改善計画提示) 5= 基本合意 6= 工事協定	草津線利用増進策の推進 利用客目標達成プログラムのソフト施策37施策の実施 草津線のレタサイクル整備駅数 既設3駅 6駅	利用客目標達成プログラムのソフト施策37施策の実施 草津線のレタサイクル整備駅数 8駅	・草津線の複線化を果たすためには、利用者の増加を図り、輸送密度を高めていく必要があります。 ・草津線沿線地域は、宅地開発等による人口の伸びが著しいが、一方、草津線の利用者数は横ばい若しくは漸増傾向にとどまっています。 ・草津線沿線人口に占める草津線の利用率は7%と県全体の20%と比べて著しく低い状況であります。 ・鉄道利用者を増加させるとともに、JRに対して地元の熱意を伝え、JRから複線化に対する優位な判断を引き出すために、目標達成プログラムに基づく各市町の積極的な利用促進策の実施や観光キャンペーンを新たに展開します。	・平成20年度に沿線自治体と策定した利用客目標達成プログラムに基づき、沿線自治体を核とした駅毎の利用促進策を着実に実施します。 ・観光部局と連携し、草津線全線開通120周年、全線電化30周年を契機とした観光誘客事業として、草津線沿線広域観光キャンペーンの実施、レンタサイクルの整備、レンタサイクル乗り捨てシステムの導入・検討等を行います。 ・地元駅利用促進策として、地元駅定期券購入キャンペーンを新たに展開するとともに、草津線複線化サポーターとの連携事業を強化します。誘客促進のための駅構内における観光宣伝活動(キャラバン)を実施するとともに、地元駅の利用を促進するための啓発活動を実施します。
		SLやリパイルトレイン等の記念列車の運行	SLやリパイルトレイン等の記念列車の運行		
		草津線輸送力増強の実現 ステージ3	ステージ4		

				結果等も踏まえて、議論を行い、負担割合を決めていきます。
・琵琶湖環状線の利用促進	新たに琵琶湖一周に参加する団体(20人以上)数 10団体	新たに琵琶湖一周に参加する団体(20人以上)数 10団体	<p>直流化実施によりできあがった鉄道インフラを更に利便性の高いものとするため、継続的・重層的な利用促進策による利用者増をテコに、まちづくりの展開、ダイヤの増便等、正のスパイラルへの構築を図ります。</p> <p>そのため、観光キャンペーン、地元駅利用促進策、全県的な琵琶湖環状線の利用促進策を展開し、東海道本線を含めた直流化関係市町に位置する全駅(東海道本線柏原駅～湖西線近江高島駅間)の鉄道利用者の増加を図ります。(利用客目標達成プログラムの実施)</p> <p>さらに、本年7月から開始される「琵琶湖一周認定制度」を契機に、JR米原駅を起点としたウォーキングを誘発し、継続的な鉄道利用者を開拓します。</p>	<p>湖北・湖西地域での観光キャンペーン、全県的な取り組みである小学生体験学習プログラムの支援事業のほか、新たに琵琶湖一周ウォーキングの誘発等により、昼間の鉄道利用者増加策を展開します。</p> <p>観光キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北びわこ観光キャンペーンのコース等の充実 ・レジャー記者等への訪問による情報発信の機会拡大 <p>地元駅利用促進策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖一周鉄道の旅補助の拡大 ・新たな平日の昼間時間帯の利用促進策の展開 ・琵琶湖一周ウォーキングの誘発推進 ・県ウォーキング協会が開催する「琵琶湖一周健康ウォーキング」の支援 ・団体(20人以上)が新たに、米原駅を起点とした琵琶湖一周ウォーキングに参加するきっかけづくりを提供(北びわこ観光キャンペーンと連携したウォーキング終着地から駅までのバスの確保等)
	小学生体験学習プログラムの支援事業 参加者数 5,000名 (小学4年生約12,000人(湖北・湖西を除く)の45%の参加を目標)	小学生体験学習プログラムの支援事業 参加者数 6,000名 (小学4年生約12,000人(湖北・湖西を除く)の50%の参加を目標)		<p>小学生体験学習プログラム支援事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小学校には早期に募集を開始(4月初旬) ・各市町教育委員会に対して参加協力を要請 ・学校関係者が集まる会議で事業内容を説明 ・学校に対して、アンケート調査の意見や参考となる過去の実施プランを提供。 ・教育委員会の「教育しが」(電子版)等への体験談の掲載により情報発信を強化。
・環境に配慮したクルマ利用モデル事業(マイカー依存から公共交通機関利用へ)	環境に配慮したクルマ利用モデルの他地域への展開 ステージ2 1=協会の設立、実施可能な施策の検討 2=環境に配慮したクルマ利用モデルの確立 3=環境に配慮したクルマ利用モ	環境に配慮したクルマ利用モデルの他地域への展開 ステージ3	<p>自動車の普及により生活の利便性は飛躍的に向上したが、反面、バス等の公共交通機関の利用者減少、排気ガスによる環境への悪影響や地球温暖化、交通渋滞等様々な問題が発生していることから、マイカー通勤の削減策を検討するとともに、エネルギー効率に優れ、環境にもやさしい大量輸送機関としてのバスの活性化を図る必要があります。</p> <p>これまで、マイカー通勤の削減策については企業独自での、バスの活性化策につい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と協働したマイカー通勤の削減 自動車から公共交通機関への通勤方法の転換策を実施するため、関係自治体・交通事業者・企業等で構成される協議会を設立します。 従業員に対し、通勤に関する実態調査、行動提案を実施し、実施可能な施策を検討します。 ・住民と協働したバス運行の活性化 バス利用が減少し、路線廃止の危機にあるバスの運行継続や活性化策を実施するため、関係自治体・交通事業者・地域住民等で構成される

	<p>デルの他地域への展開</p>		<p>では交通事業者または関係自治体独自での取り組みがほとんどで、施策の展開にも限界が生じているため、関係自治体、交通事業者、企業、または住民による協議の場を設け、「環境に配慮したクルマ利用モデル」を確立し、他地域への展開を図ります。</p>	<p>協議会を設立します。 沿線住民に対し、バス利用に関する実態調査、意向調査を実施し、実施可能な施策を検討します。</p> <p>前年度設立した協議会において、実施可能な施策の検討と事後の検証を実施するとともに、他地域において、協議会の設立、実施可能な施策の検討を実施します。</p>
<p>・鉄道駅のバリアフリー化 (鉄道駅におけるエレベーター、エスカレーターの整備割合)</p>	<p>94.9% (寺庄駅のバリアフリー化)</p> <p>参考：H20 未実績 整備必要数 38 駅 115 箇所 整備済数 35 駅 109 箇所 $109/115 \times 100 = 94.8\%$</p>	<p>94.9%</p> <p>駅利用者数の増減や新築・大規模改築の実施に応じて対象駅および整備必要箇所数が変わると目標値も変わります。</p>	<p>誰もが安全で快適な生活環境を実現するため、鉄道を利用した移動の利便性および安全性の向上を促進する鉄道駅のバリアフリー化を図ります。</p> <p>バリアフリー新法では、平成 22 年までに、1 日あたりの平均的な利用者数が 5,000 人以上ある鉄道駅について、バリアフリー化を実施することが目標として定められていることから、利用者 5,000 人以上(5,000 人未満であっても高齢化率換算等により同様の駅を含む)で、5m 以上の高低差のある駅、または新築・大規模改築を実施する駅のバリアフリー化を目指します。</p> <p>【算出方法】 バリアフリー化に必要なエレベーター、エスカレーターの整備必要箇所数に対する整備済箇所数の割合。 (H21) 整備必要数：39 駅 117 箇所 整備目標数：36 駅 111 箇所 $111 / 117 \times 100 = 94.9\%$ (H22) 整備必要数：39 駅 117 箇所 整備目標数：36 駅 111 箇所 $111 / 117 \times 100 = 94.9\%$</p>	<p>H21 年度事業 寺庄駅：自由通路新設およびエレベーター設置 H22.3 完了 ・工事の進行管理および鉄軌道関連施設整備費補助金の交付を行います。</p> <p>H22 年度以降の事業 篠原駅： ・地元協議会の目標である H23 年度に改築橋上化工事に着手されるよう進捗状況の把握を行います。 ・JR との覚書締結や国庫補助採択に向けた事業計画の策定が図られるよう、助言、調整等を行います。</p> <p>膳所駅： ・市の目標である H24 年度に改築橋上化工事に着手されるよう進捗状況の把握を行います。 ・H20 年度の駅周辺整備基本構想の策定に続き、整備計画の策定にあたり助言を行います。</p> <p>稲枝駅： ・駅周辺整備を含めた全体計画の策定や JR 協議等についての状況把握、助言を行います。</p>

(様式1) 平成21年度 組織目標

3 「社会資本の適正な管理と県民との協働の推進」

番号	組織目標	目標値	計画目標値	目標設定の概要	目標達成に向けての手段・方策
		(平成21年度)	(平成22年度)	(目標設定の理由または必要性、内容等)	
	・交通安全教育の推進(交通事故死者の抑止)	交通事故死者 80人以下の持続 (平成21年中)	交通事故死者 80人以下	<p>本来、交通事故による死者数はゼロであるべきであり、真に安全で安心な交通社会を築くため、交通事故による死者数を確実に減少させていく必要があります。</p> <p>平成21年度は、第8次滋賀県交通安全計画の第4年目です。平成20年に中期目標(平成22年までに年間死者80人以下)を2年前倒しで達成しましたが、これを一時的なものとして、計画最終年の着実な目標達成に向けて、交通安全関係機関・団体や県民との協働のもと、特に高齢者の交通事故防止を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育をはじめ、各種交通安全対策を積極的に推進し、交通事故死者80人以下の持続を目指します。</p>	<p>交通安全関係機関・団体と連携して、積極的な「交通安全県民総ぐるみ運動」を展開します。特に、増加している高齢者事故を抑止するため、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育など高齢者自身の安全意識を向上させる諸対策と、高齢者を取り巻く運転者のマナーを向上させるなど高齢者を守る運動を推進するほか、シートベルト着用の徹底、自転車利用者に対する安全利用指導等、各種安全対策を積極的に推進します。</p> <p>1 高齢者に対する安全指導の徹底 (1) 高齢歩行者体験学習「なるほど・ソーカ教室」の実施...県内6箇所の自動車教習所で実施 (2) 高齢者世帯訪問事業の展開...目標6,000世帯 (3) シルバー無事故運動の展開...運動の期間9~10月 (4) 反射材の活用促進</p> <p>2 運転者の交通ルール・マナー向上の徹底 (1) 前照灯早め点灯運動の推進...目標点灯率10% (2) 職域別無事故運動の展開...運動の期間9~10月(目標18,000台) (3) シートベルト着用率向上対策の推進</p> <p>3 安全な自転車利用の徹底 (1) 自転車安全利用デー(毎月1日)の設定と啓発 (2) 県下一斉啓発活動の実施...5月25日、10月23日 (3) 自転車利用者に対する反射材の活用促進 (4) 自転車販売店の協力による啓発、街頭指導等の推進</p> <p>4 その他 (1) 交通安全推進大会の開催...9月11日(金) (2) 各期の交通安全運動の展開 (3) テレビ、ラジオ等各種広報媒体を活用した交通安全教育、啓発の推進 (4) 交通安全サポート事業所等制度の推進</p>